

高知県有機農業推進基本計画 新旧対照表

改定後	現 行
<p><b>はじめに</b></p> <p>農業は本来、自然生態系がもつ物質循環機能を生かした産業であり、環境との調和を基本とする持続可能な産業である。また同時に、食料の生産に加えて、国土や自然環境を保全するという多面的な機能も有している。<u>本県では、「環境保全型農業」を「収量・品質の水準を維持しながら、家畜ふんたい肥など有機質資材の有効利用による土づくりを基本に、化学肥料や化学合成農薬の低減等による環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業」として位置付け、有機農業も環境保全型農業の一部として推進を図ってきたところである。</u></p> <p>本県では、平成18年12月に施行された「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）」に基づき策定・公表されてきた「有機農業の推進に関する基本的な方針（以下「有機農業基本方針」という。）」を受け、平成20年5月に「高知県有機農業推進基本計画（以下「推進基本計画」という。）」を策定（平成27年4月改定）し、有機農業に取り組む新規就農希望者に対する就農支援、就農後の経営の安定と地域への定着支援、有機栽培技術のマニュアル化や作付の体系化、有機農業実践農家間の交流促進、消費者や実需者、流通業者との情報交換や交流の場づくりなどの取組を行ってきたところである。</p> <p>このような中、<u>国は近年の有機農業をめぐる国内外の情勢等を踏まえ、今後とも有機農業を推進する観点から、「有機農業基本方針」を令和2年4月30日に変更した。</u></p> <p>本県においても、<u>この基本方針に基づき、有機農業者その他関係者等の協力を得つつ、本県における有機農業の更なる推進を目的として、推進基本計画を改定することとした。</u></p> <p>本推進基本計画は、<u>有機農業推進法第7条第1項の規定に基づいて策定するものであり、有機農業により生産される農産物やその加工品（以下「有機食品」という。）の生産拡大及び有機食品の国産シェアの拡大に向けて、農業者その他関係者の自主性を尊重しつつ推進するため、県が取り組む施策を具体的に示したものである。</u></p>	<p><b>はじめに</b></p> <p>農業は本来、自然生態系がもつ物質循環機能を生かした産業であり、環境との調和を基本とする持続可能な産業である。また同時に、食料の生産に加えて、国土や自然環境を保全するという多面的な機能も有している。<u>高知県では、「環境保全型農業」を「収量・品質の水準を維持しながら、家畜ふんたい肥など有機質資材の有効利用による土づくりを基本に、化学肥料や化学合成農薬の低減等による環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業」として位置付け、有機農業も環境保全型農業の一部として推進を図ってきたところである。</u></p> <p>本県では、平成18年12月に施行された「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）」や、平成19年4月に策定された「有機農業の推進に関する基本的な方針（以下「有機農業基本方針」という。）」を受け、平成20年5月に「高知県有機農業推進基本計画（以下、「推進基本計画」という。）」を策定し、有機農業を行おうとする新規就農希望者に対する就農支援、就農後の経営の安定と地域への定着支援、有機栽培技術のマニュアル化や作付の体系化、有機農業実践農家間の交流促進、消費者や実需者、流通業者との情報交換や交流の場づくりなどの取組を行ってきたところである。</p> <p>このような中、<u>国全体として有機農業の取組はわずかながらも増加傾向を示し、有機農業により生産される農産物に対する需要や、新たに有機農業に取り組もうとする者の数も増大しつつある。そこで、国は、こうした傾向を助長することの重要性にかんがみ、平成26年4月25日に新たな有機農業基本方針を公表した。</u></p> <p>本県においても、<u>新たに公表された有機農業基本方針に基づき、有機農業者その他関係者及び消費者の協力を得つつ、本県における有機農業の更なる推進を目的として、推進基本計画を改定することとした。</u></p> <p>本推進基本計画は、<u>有機農業推進法第7条第1項の規定に基づいて策定するものであり、農業者が有機農業に容易に従事することができるようにすること、農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通・販売に積極的に取り組むことができるようにすること、並びに消費者が容易に有機農業で生産される農産物を入手できるようにすることを目指して、県が取り組む施策を具体的に示したものである。</u></p>

なお、本推進基本計画における有機農業とは、有機農業推進法第2条に定められた「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」とする。

## 第1 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

### 1 目標の設定の考え方

本県においては、「高知県産業振興計画」の産業成長戦略（農業分野）の取組方針に「環境保全型農業の推進」を定め、有機農業の推進を施策として位置付け、取り組んできた。今後も、市町村と連携し、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、有機農業推進法に定める基本理念及び有機農業基本方針の第1の有機農業の推進に関する基本的な事項に即して、有機農業により生産される農産物の生産拡大と国産シェアの拡大を図るよう努めることとする。

国内外での有機食品の需要見通しを踏まえ、本県における有機農業の生産に係る目標を次のとおり定める。

### 2 有機農業の推進及び普及の目標

#### (1) 有機農業の生産に係る目標

変更された「有機農業基本方針」においては、有機食品の需要見通し及び消費に係る目標を達成するため、この需要に対して国内における有機農業の取組面積を拡大する目標を設定している。その中で、国内における有機農業の取組面積は、2017年（平成29年）には約23.5千haとなっており、需要見通し等を踏まえ、2030年（令和12年）には63千haとする目標が示されている。

本県においては、有機JAS認定事業者における有機農業の取組面積及び環境保全型農業直接支援対策で支援の対象となる有機農業の取組面積について、2017年（平成29年）の151haから、2030年（令和12年）に408haとすることを目標とする。

#### (2) 有機JAS認証の取得に係る目標

上記目標の実現に向けて、有機農業に取り組む個々の農業者の経営規模を一律に拡大することは容易ではないことを踏まえ、有機農業に取り組む農業者数を増加させることが必要である。このことから、有機農産物生産の中心となる有機JASの認

また、この推進基本計画における有機農業とは、有機農業推進法第2条に定められた「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」とする。

## 第1 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

### 1 目標の設定の考え方

本県においては、「高知県産業振興計画」の産業成長戦略（農業分野）の取組方針に「環境保全型農業のトップランナーの地位を確立」を定め、有機農業の推進を施策として位置付けて取り組んでおり、一定の進捗が得られている。今後は、新たに有機農業による就農を希望する者や慣行農業から有機農業への転換を考えている農業者が相当数見込まれることに加え、有機農業により生産される農産物に対する消費者や実需者の需要の増加も見込まれることなどを踏まえ、有機農業推進法に定める基本理念に即して、有機農業の一層の拡大を図るよう努めることとする。

このため、本県においては、市町村、農業者、消費者、実需者その他関係者と連携・協力して有機農業を推進するための目標を次のとおり定める。

### 2 有機農業の推進及び普及の目標

#### (1) 有機農業の拡大

新たに公表された有機農業基本方針においては、我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を、現在の0.4%程度からおおむね平成30年度までに1%に倍増させるという目標が示されている。本県においては、有機JAS認定事業者における有機農業の取組面積及び環境保全型農業直接支援対策で支援の対象となる有機農業の取組面積について、平成25年度の164haから、おおむね平成31年度までに本県の耕地面積の1%に相当する284haとすることを目標とする。

#### (2) 有機農業に関する技術の開発・体系化

これまでに県内の有機農業者の栽培技術を基本とし、必要に応じて、試験研究独立行政法人、各都道府県、大学、有機農業者、民間団体等で開発され、実践されている様々な技術を組み合わせ、栽培技術実証を環境保全型畑作振興センターで実

証農業者数を2017年(平成29年)の82人から、2030年(令和12年)に221人とすることを目標とする。

施し、36品目延べ62栽培事例と県内の優良事例を収録した「高知県の有機栽培事例集(全4巻)」を作成した。この事例集を基に県内各地域における栽培技術実証を通じて、それぞれの地域の気象・土壌条件等に適合し、安定的に品質・収量を確保できる有機農業の技術体系の確立を目指す。

#### (3) 有機農業に関する普及指導の強化

国及び県、有機農業の推進に取り組む民間団体等の実施する研修事業を活用し、普及指導員の資質向上を図るとともに、先進的な有機農業者との連携活動を推進し、農業振興センターの普及指導体制を確立する。

#### (4) 有機農業に対する消費者の理解の増進

県の実施する各種イベントやインターネット等を活用したPR活動を強化し、有機農業に対する消費者の理解の増進に努める。有機農業が人や環境にやさしい栽培方法による農業であることを知る消費者が平成22年度には81.9%となったことから、引き続き有機農業が、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とし、環境への負荷をできる限り低減した農業であることや、農業の自然循環機能を大きく増進するものであること、また、生物の多様性に及ぼす影響を低減させるための取組であること等について、さらに県内消費者の理解を深めることとする。

#### (5) 市町村における有機農業の推進体制の強化

県内各地域における有機農業の状況を踏まえ、先進的な有機農業者との連携を有する就農相談窓口等を設置するなどの体制整備に努めることとし、その整備率について、おおむね平成31年度までに50%以上とすることを旨とする。

## 第2 有機農業の推進に関する施策に関する事項

### 1 施策の考え方

第1に示した目標達成に向けて各種推進施策を講じていく際には、有機食品を利用する消費者等に分かりやすく、また、農業者にも分かりやすい施策を講じていく必要がある。

コーデックス委員会が国際的に定めるガイドラインに準拠した有機農業が各国で行われており、これらの取組が、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果があるとのエビデンスが近年明らかにされてきている。有機農業を自然循環機能の増進や

## 第2 有機農業の推進に関する施策に関する事項

SDGsの達成に貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくためには、日本においても、各国と同水準以上の有機農業を推進することが重要となる。

また、有機農業の取組水準を一定以上として推進することは、産地においては農業者間の栽培技術の共有等を容易にし、円滑な人材育成や産地づくりにつながるものである。

さらに、農業者が有機JAS認証を取得するかしないかについては、農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提としつつも、取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じ有機JAS認証を容易に取得できる環境をつくることは、販売機会の多様化の面で有益である。

こうしたことから、県は、人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解増進に関する施策の推進に当たって、国際的に行われている有機農業と同等性が認められている有機JASに定められた取組水準（以下「国際水準」という。）以上の取組を推進し、その支援に努めるものとする。

他方、有機農業の取組は、地域の実情や農業者その他の関係者の意向に配慮し、各種取組が画一的に推進されることのないよう留意することが重要であることから、有機農業に関する調査や技術開発等、民間団体等が有機農業の推進のために行う多様な活動については、国際水準に限らず幅広く施策の対象とし、必要な支援に努めることとする。

## 2 有機農業の生産拡大に向けた施策について

### (1) 有機農業者の人材育成に関する施策

有機農業に取り組む新規就農希望者や慣行農業から有機農業へ転換しようとする者、また有機農業に取り組んでいる者などに対し、以下のような人材育成の取組を推進し、農業者が容易に有機農業に従事することができるように努める。

#### ①新たに有機農業に取り組む者に対する施策

県は、市町村と連携するとともに、関係団体や関係者の協力を得て、新たに有機農業に取り組む者が円滑に有機農業を開始できるよう、有機農業者向けの就農相談の場の設定、農業担い手育成センターや民間団体、農業者等と連携した研修機会の拡充、新規就農者等のための経営計画の作成や就農の意向のある方への研修及び経営の確立までの支援に引き続き努める。

また、これらの者が新たに有機農業を開始する際には、販路確保に資する有機JAS制度等に関する研修機会を提供すること等により、有機農業に容易に従事できるよう技術的・経営的サポートに努め、有機農業への参入のハードルを下げていくことと

## 1 有機農業者等の支援

### (1) 新たに有機農業を行おうとする者への支援

県は、市町村及び関係団体と連携・協力して、有機農業を行おうとする新規就農希望者や慣行農業から有機農業へ転換しようとする農業者が、円滑に有機農業を開始できるよう、農業担い手育成センター及び有機農業の推進に取り組む民間団体並びに先進的な有機農業者による各種研修機会の拡大に努める。また、国及び県の支援策を活用し、有機農業を行おうとする新規就農希望者等のための就農相談、経営計画の作成及び研修並びに経営の確立までの支援に努める。

また、県、市町村の職員及び農業団体の職員が、有機農業を行おうとする新規就農希望者及び慣行農業から有機農業へ転換しようとする者に対する適切な指導及

する。

## ②有機農業の取組に対する施策

県は、市町村を通じ、堆肥等生産施設、種子種苗生産供給施設、集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の整備や農業機械の導入等の推進に引き続き努めるとともに、環境保全型農業直接支払制度の活用により、国際水準の有機農業に取り組む者の支援に引き続き努める。

また、県は、市町村と連携するとともに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、地域における有機農業に関する技術の実証及び習得、有機の種子又は苗等の確保を図るための採種技術の講習など有機農業の技術的なサポートや、優良な取組の情報発信の取組への支援に引き続き努める。

さらに、県は、国際水準の有機農業の取組や有機JAS制度等について、農業者に指導及び助言を行うことのできる指導員の育成や、指導員による現地指導、手引きの作成等生産現場における普及指導体制の整備に努める。

## (2) 有機農業の産地づくりに関する施策

県は、市町村と連携するとともに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売又は利用の確保・拡大に積極的に取り組むことができるよう、産地づくりの推進に努める。

特に、有機農業の拡大に当たっては、地域でのまとまった取組が重要であることから、有機農業者のネットワークづくりによる品目や集出荷ロットの拡大、生産技術の習得、集出荷の合理化、販路開拓等を通じ、安定的でニーズに応じた生産や供給体制の構築に向けた支援を行う。また、有機農業に適した農地の確保、団地化を推進するよう努める。

## 3 有機食品の国産シェア拡大に向けた施策について

### (1) 有機食品の販売機会の多様化に向けた施策について

消費者のニーズが多様化する中で、国内外で拡大する有機食品市場に対し、国産有機食品の安定供給を図っていくため、国と連携するとともに、農業者その他の関係者の協力を得て、以下のような取組を推進する。

び助言が行えるよう、職員の資質の維持・向上に努める。このため、県は、有機農業者及び有機農業の推進に取り組む民間団体と連携・協力して、必要な情報の提供を行うとともに、有機農業の意義や実態、有機農業への各種支援施策に関する知識及び技術を習得させるための研修を実施する。

## (2) 有機農業の取組に対する支援

県は、有機農業を核とした地域農業の振興を県内に展開していくため、地域における有機農業の拡大のモデルとなり得る振興計画を策定した市町村に対し、当該計画の達成に必要な支援に努めるとともに、有機農業者、市町村、農業団体及び有機農業の推進に取り組む民間団体の協力を得て、地域における有機農業に関する技術の実証及び研修機会の確保に努める。有機農業の拡大に当たっては、地域でまとまった取組が重要であり、先進的な有機農業者や農業団体等と連携・協力して、有機農業者のネットワーク化の支援に努める。

また、先進的な有機農業者や農業団体等と連携・協力して、地域の在来品種や有機の種子又は苗等の確保を図るための採種技術等の講習や、優良な取組に関する情報の発信に係る取組への支援に努める。

### ①農産物の流通・加工・販売に関する施策

流通・加工・販売に関わる事業者や実需者と有機農業者等との間の意見交換や商談の場の設定、物流の合理化に向けた取組などを通じて、卸売市場、インショップや直売所等の多様な売り場が確保・拡大されるよう努める。また、有機加工食品の規格及び取組事例等に関する講習会の開催、6次産業化や地場加工業者等と連携した農商工等連携の取組を通じ、加工需要拡大に努める。さらに、有機農業者のネットワークづくりによる集出荷ロットの拡大、生産技術の習得、販路開拓等を通じ、実需者ニーズに応じた生産や供給体制を構築する。

### ②有機JAS認証を取得しやすい環境づくり

農業者、流通・加工・小売事業者など多様な関係者に対し、JAS法に基づく有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）等の知識の習得及び制度の活用を積極的に働きかけるとともに、有機加工食品の規格や取組事例に関する講習会の開催等を通じ、国産有機農産物の加工需要の拡大に向けた取組に努める。

また、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、有機JASの制度に関する研修機会を提供する等により、新規参入者の技術的・経営的サポートに努めるとともに、国際水準の有機農業の取組や有機JAS制度等について農業者に指導及び助言を行える人材の育成や、生産現場における指導体制の整備に努める。

### (3) 有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援

県は、有機農業者及び農業団体に対し、消費者や実需者との情報の積極的な受発信を行うよう促すとともに、関係団体と連携・協力して、流通業者、販売業者又は実需者と有機農業者及び農業団体との間で行われる意見交換や商談の場を設定するなど、両者の一層良好な関係の構築に努める。

また、農業団体と連携・協力して、有機農業者、流通業者、販売業者及び実需者に対し、JAS法に基づく有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）及び生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号）、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日4食流第3889号）等の知識の習得及び制度の活用を積極的に働きかけるとともに、有機JAS認証の取得の拡大を図るための支援策を講じる。

併せて、市町村と連携して、インショップ（小売施設、空き店舗等に開設された店舗又はコーナーをいう。）及び直売所による地域内流通の拡大に向けた取組を支援するとともに、6次産業化の取組及び地場加工業者と連携した農商工連携の取組による消費の創出・拡大に向けた取組への支援に努める。

## 2 技術開発等の促進

### (1) 有機農業に関する技術の研究開発の促進

県は国と協力して、試験研究機関、大学、有機農業者、民間団体等で開発、実践されている様々な技術を探査するとともに、科学的な解明に取り組むよう努める。また、これらの技術を適切に組み合わせることにより、新技術の導入効果や適用条件の把握に向けた調査研究及び栽培技術実証に取り組み、地域の気象・土壌条件等に適合し、品質や収量を安定的に確保できる技術体系を確立するよう努める。

また、有機農業者等の技術に対するニーズを的確に把握し、それを試験研究機関における試験研究に反映させるよう努める。

### (2) 研究開発の成果の普及の促進

## (2) 消費者の理解確保に向けた施策

県は、市町村と連携し、また農業者や実需者等の協力を得て、有機農業や表示制度に対する消費者の理解を促進し、信頼を確保するため、以下の取組を推進する。

### ①消費者の理解と関心の増進に関する施策

インターネットの活用やシンポジウムの開催による有機農業に関する情報の発信など、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な特徴について、普及啓発に努める。また、JAS法に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示制度、GAPや特別栽培農産物の表示ガイドライン等との違い等について、消費者や関係者への普及啓発に努める。

また、有機農業や有機食品に関わる関係者に対し、有機農業や表示制度等の研修や、生物多様性保全等SDGs達成への貢献に係る社会的・経済的効果の情報提供を行うこと等により、有機農業が、地域活性化や雇用なども含む、環境に配慮した消費行動（エシカル消費）につながる取組であることを消費者に分かりやすく伝える機会を増やすよう努める。

### ②有機農業者と消費者の相互理解の増進に関する施策

食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動との連携、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進に努める。

また、学校給食での有機食品の利用など有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知が行われるよう、必要な支援に努める。

さらに、県産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携し、県内の有機農業の取組や県産の有機農産物に対する消費者の理解が得られるよう、有機食品

県は、市町村と連携して、地域の環境条件への適化技術、省エネ及び低コスト化並びに軽労化につながる除草及び防除の機械化技術に関する研究開発の成果の提供に努める。その際、農業振興センターを中心に、地域の実情に応じ、試験研究機関、市町村及び農業団体等の地域の関係機関並びに先進的な有機農業者、民間団体等と連携・協力して、有機農業者への研究開発の成果の普及に努める。

また、有機農業者及び有機農業を行おうとする者に対して、新たな研究開発の成果に基づく効果的な指導及び助言が行われるよう、先進的な有機農業者と連携して、専門技術員及び普及指導員に対して、有機農業に関する研究開発の成果に係る技術及び知識を習得させるための研修及び情報提供の充実に努める。

## 3 消費者の理解と関心の増進

県は、市町村と連携して、有機農業に対する消費者の理解と関心を増進するため、有機農業者と消費者との連携を基本としつつ、各種イベント及びインターネットの活用による情報の受発信、資料の提供を通じて消費者をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、学校関係者等に対し、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な機能についての知識の普及啓発及び有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売、消費に関する情報の提供に努める。また、民間団体による消費者の理解と関心を増進するための自主的な活動を促進するため、優良な取組についての情報の発信に取り組むとともに、消費者に対するJAS法に基づく有機農産物の検査認証制度及び特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づく農産物の表示ルールについて、消費者への普及啓発に努める。

## 4 有機農業者と消費者の相互理解の増進

県は、市町村と連携して、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動を通じて、地域の消費者及び児童・生徒、都市住民と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進に努める。

また、民間団体等による有機農業者と消費者の相互理解を増進するための自主的な活動を促進するため、これらの者による優良な取組についての情報の発信に努める。

需要を喚起する取組の推進に努める。

#### 4 技術の開発と普及の促進

これまでに県内の有機農業者の栽培技術を基本とし、必要に応じて、試験研究独立行政法人、各都道府県、大学、有機農業者、民間団体等で開発され、実践されている様々な技術を組み合わせた栽培技術実証を環境保全型畑作振興センターで実施し、34品目延べ63栽培事例と県内の優良事例を収録した「高知県の有機栽培事例集（全4巻）」を作成した。この事例集を基に県内各地域における栽培技術実証を通じて、それぞれの地域の気象・土壌条件等に適合し、安定的に品質・収量を確保できる有機農業の技術体系の確立を目指してきた。県は、引き続き、国と協力して、国立研究開発法人、大学、有機農業者、民間団体等で、開発、実践されている様々な技術を探索するとともに、科学的な解明に取り組むよう努める。

また、これらの技術を有機農業の実態を踏まえ適切に組み合わせること等により、地域の気象・土壌条件等に適合し、品質や収量を安定的に確保できる技術体系を確立することや、新技術の導入効果や適用条件の把握に向けた実証試験等に取り組むよう努める。

さらに、県は市町村や関係機関と連携して、有機農業の経営の安定に資するよう、例えば、土づくりや有機農業者が使いやすい栽培管理及び機械化技術等を組み合わせた技術体系の開発等、有機農業の推進に関する研究課題や、有機農業者等の技術ニーズを的確に把握し、それを試験研究機関、大学、有機農業者、民間団体等における取組に反映させるよう働きかける。

県は国と連携し、全国各地の有機農業の取組実態や農業者の意向を踏まえ、地域条件への適合化技術、省エネ技術及び低コスト化や軽労化につながる除草や防除の機械化技術等に関する研究成果情報の提供に努めるとともに、地域の実情に応じ、試験研究機関、関係機関、有機農業者及び民間団体等と連携・協力した技術実証や地域での研修、情報提供等を通じ、研究開発の成果の普及に引き続き努める。その際、農業者に指導及び助言を行うことができる人材の育成や生産現場における指導体制の整備の取組との連携が図れるよう情報共有に努める。

#### 5 調査の実施

県は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費動向、有機農業

#### 5 調査の実施

県は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向に関する



に関する技術の開発・普及の動向、その他の有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、必要な調査を実施し、その成果を施策の検討に活用するとともに、幅広く分かりやすい情報の発信に努める。

#### 6 県及び市町村以外の方が行う有機農業の推進のための活動の支援

県及び市町村は、有機農業の推進に取り組む民間団体等に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの者と連携・協力して有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるよう体制の整備に引き続き努める。

また、これらの民間団体等による自主的な活動を促進するため、優良な取組の顕彰及び情報の発信に引き続き努める。

#### 7 市町村に対する援助

県は、市町村による有機農業の推進に関する施策の策定及び実施に関し、必要な情報の提供、指導及び助言を行うとともに、有機農業の意義や実態、有機農業の推進に関する施策の体系、有機農業が地域に果たす役割を理解するための先進的な取組事例等、有機農業に関する各種情報の収集、提供に努める。

### 第3 その他有機農業の推進に関し必要な事項

#### 1 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

##### (1) 県及び市町村における組織内の連携体制の整備

有機農業の推進に関する施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、有機農業・有機食品の生産、流通、加工、販売、消費の各段階の施策を担当する者の資質の維持・向上や有機農業に関する各種知見の習得に向け、有機農業の意義や実態、有機農業への各種支援施策に関する知識及び有機農業に関する技術等を習得させるための情報の収集・提供等を含め、関係機関の連携の確保に引き続き努め、市町村にも同様の取組を働きかける。

##### (2) 有機農業の推進体制の整備

有機農業の推進に当たっては、農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得るとともに、有機農業者や民間団体等が自主的に有機農業の推進のための活動を展開している中で、これらの者と積極的に連携するため、県内各地域において、有

る基礎的な情報、有機農業に関する技術の開発・普及の動向、有機農業に関する取組事例、その他の有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、市町村及び有機農業の推進に取り組む民間団体の協力を得て、必要な調査を実施する。

#### 6 県及び市町村以外の方が行う有機農業の推進のための活動の支援

県及び市町村は、有機農業の推進のための活動に自主的に取り組む民間団体に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの者と連携・協力して有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるよう、相談窓口を設置する等の所要の体制の整備に努める。

また、これらの民間団体等による自主的な活動を促進するため、優良な取組についての情報の発信に努める。

#### 7 市町村に対する援助

県は、市町村が行う有機農業の推進に関する施策の策定及び実施に関し、必要な指導及び助言を行うとともに、市町村の職員が有機農業の意義や実態、有機農業の推進に関する施策の体系、有機農業が地域に果たす役割を理解するための先進的な取組事例等有機農業に関する総合的な知識を習得できる研修の実施に努める。

### 第3 その他有機農業の推進に関し必要な事項

#### 1 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

##### (1) 県及び市町村における組織内の連携体制の整備

有機農業の推進に関する施策は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の各段階から有機農業の推進のために必要な施策を総合的に講じる必要があることから、これらの施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、県は、環境農業推進課内に有機農業推進担当者を配置することにより、これらの施策を担当する部局間の連携を確保する体制を整備する。

また、市町村に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

##### (2) 有機農業の推進体制の整備

有機農業の推進に当たっては、農業者、その他の関係者及び消費者の理解と協力を得るとともに、有機農業者及び民間団体が自主的に有機農業の推進のための活動を展開している中で、これらの者と積極的に連携する取組が重要である。

機農業者や民間団体、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関及び農業団体等と連携・協力して、有機農業の推進に取り組むよう努め、市町村にも同様の取組を働きかける。

(3) 有機農業に関する技術の研究開発の推進体制の整備

有機農業に関する技術の研究開発については、県内有機農業者の栽培技術上の課題の把握に努めるとともに、試験研究機関からの提案及び農業振興センター、市町村、農業団体、その他関係機関等からの要望について、新規研究課題等検討会において課題化を検討し、必要に応じて研究開発に取り組む。

2 有機農業者等の意見の反映

県は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の状況を踏まえて施策等の検討を行うとともに、意見公募手続の実施、現地調査、有機農業者等との意見交換、会議その他の方法により、有機農業者や消費者等の当該施策についての意見や考え方を積極的に把握し、これらを当該施策に反映させるよう努め、市町村においても同様の取組が行われるよう働きかける。

3 推進基本計画の見直し

この推進基本計画は、令和3年度からおおむね10年間を対象として定める。また、目標の達成状況や施策の推進状況を把握しながら、必要に応じて5年後を目途に見直しを検討する。

このため、県は、県及び農業振興センターの各段階において設置されている環境保全型農業推進協議会の中に必要に応じて有機農業者や有機農業の推進に自主的に取り組む民間団体を加え、有機農業の推進に取り組むよう努める。

(3) 有機農業に関する技術の研究開発の推進体制の整備

有機農業に関する技術の研究開発については、県内有機農業者の栽培技術上の課題の把握に努めるとともに、試験研究機関からの提案及び農業振興センター、市町村、農業団体、その他関係機関等からの要望について、新規研究課題等検討会において課題化を検討し、必要に応じて研究開発に取り組む。

2 有機農業者等の意見の反映

県及び市町村は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、現地調査、有機農業者等との意見交換、会議その他の方法により、有機農業者その他の関係者及び消費者の当該施策についての意見や考え方を積極的に把握し、これらを当該施策に反映させるよう努める。

また、県は、国による有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向把握に協力するよう努める。

3 推進基本計画の見直し

この推進基本計画は、平成27年度からおおむね5年間を対象として定めるものとするが、目標の達成状況や、施策の推進状況を把握しながら、必要に応じて見直すこととする。